県産食品新市場開拓支援事業(補助事業)の補助対象経費等について

〔補助内容及び補助対象費経費〕

	新商品開発支援事業	輸出促進事業
補助対象事業費	1,000～3,000千円	
補助率(補助金額)	補助対象経費の１／２以内	
補助対象経費	・県産原材料確保活動 （旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、種苗費、生産資材費、協同作業用器具費等） ・商品開発及びメニュー開発活動 （旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、原材料費、機械装置・工具経費、成分分析費等） ・マーケティング活動 （旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、委託費、消耗品費等） ・県産原材料確保活動 （会議費、実証ほ設置費等）	・会議実施 （旅費、謝金、使用料賃借料、印刷製本、通訳・翻訳等に要する経費） ・マーケティング活動 （旅費、調査費、資材購入費、委託費、通信運搬費、通訳・翻訳費、労務費等） ・輸出環境整備 （通信運搬費、委託費、通訳・翻訳費等） ・ハラール認証の取得 （通信運搬費、委託費、通訳・翻訳費等）

	園芸産地形成活動･販路拡大活動支援事業
補助対象事業費	500千円以上2,000千円以下
補助率(補助金額)	補助対象経費の１／２以内
補助対象経費	・産地形成活動 （旅費、会場借上料、謝金、種苗費、肥料費等） ・販路拡大活動 （展示会等出展料、旅費、通信運搬費、需用費、委託費、備品購入費等）

※ いずれの事業も補助対象期間は交付決定の日から2027年3月31日までとなります（認定前着手届を提出した場合は届出日からとなります）